

確認申請手数料

確認検査申請手数料

静岡県・愛知県・山梨県 版

■ 建築物に関する確認申請手数料(第2条関係)

床面積の合計	建築物の用途等					
	①		②		③	
	通常申請	メディア申請	通常申請	メディア申請	通常申請	メディア申請
100㎡以内	13,000円	12,000円	15,000円	14,000円	18,000円	17,000円
100㎡を超え、200㎡以内	21,000円	20,000円	24,000円	23,000円	28,000円	27,000円
200㎡を超え、500㎡以内	28,000円	27,000円	32,000円	31,000円	38,000円	37,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内	47,000円	46,000円	68,000円	67,000円	80,000円	79,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	70,000円	69,000円	97,000円	96,000円	110,000円	109,000円
2,000㎡を超え、3,000㎡以内	—	—	190,000円	189,000円	250,000円	249,000円
3,000㎡を超え、4,000㎡以内	—	—	220,000円	219,000円	300,000円	299,000円
4,000㎡を超え、5,000㎡以内	—	—	250,000円	249,000円	350,000円	349,000円
5,000㎡を超え、6,000㎡以内	—	—	270,000円	269,000円	380,000円	379,000円
6,000㎡を超え、8,000㎡以内	—	—	290,000円	289,000円	440,000円	439,000円
8,000㎡を超え、10,000㎡以内	—	—	320,000円	319,000円	480,000円	479,000円
10,000㎡を超え、20,000㎡以内	—	—	440,000円	439,000円	570,000円	569,000円
20,000㎡を超え、50,000㎡以内	—	—	590,000円	589,000円	770,000円	769,000円
50,000㎡を超え、100,000㎡以内	—	—	770,000円	769,000円	1,160,000円	1,159,000円
100,000㎡を超え、200,000㎡以内	—	—	1,200,000円	1,199,000円	1,650,000円	1,649,000円
200,000㎡を超える	—	—	1,500,000円	1,499,000円	2,000,000円	1,999,000円
建築物の用途等	①	建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物				
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍(グループホームを除く)、事務所、工場、倉庫、配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物				
	③	上記以外の建築物				

※確認申請の手数料は非課税となります。

※メディア申請：申請時に確認申請書作成支援ソフト・スピカまたは申プロにより作成した申請書の電子データを一緒にお持ち頂ける場合

床面積の合計は、次の区分及び方法により算定します。

- (1) 建築物を建築(新築、増築、改築とする。以下同じ。)する場合
当該建築に係る部分の床面積
 - (2) 確認を受けた建築物(床面積の合計が500㎡を超えるものに限る)の計画を変更して建築物を建築する場合
当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2(※)
 - (3) 確認を受けた建築物(床面積の合計が500㎡以内のものに限る)の計画を変更して建築物を建築する場合
当該計画の変更に係る建築物全体の床面積の1/2(※)
 - (4) 建築物の移転、大規模の修繕・模様替、用途変更をする場合
当該移転、修繕、模様替または用途の変更に係る部分の床面積の1/2
- (※) 床面積を増加する部分がある場合にあっては、当該増加する部分の床面積を別途加えたものとする

*ご不明な点は、窓口にてお問い合わせください。

確認検査申請手数料

確認申請手数料

静岡県・愛知県・山梨県 版

■ 構造計算書の添付が必要な建築物の確認申請手数料は、下記の金額を加算する

申請建築物1棟ごとの床面積が200㎡以内	15,000円
申請建築物1棟ごとの床面積が200㎡を超え、3,000㎡以内	30,000円
申請建築物1棟ごとの床面積が3,000㎡を超える	50,000円
(注)申請建築物が、構造上エキスパンジョイントで分かれている場合は、それぞれを申請建築物1棟とみなす	

※確認申請の手数料は非課税となります。

● 500㎡を超える建築物の確認申請手数料は、次の区分および方法により算定します

耐火性能検証法・避難安全検証法・告示による免震計算による確認申請は、該当する手数料の2割増(千円未満は切捨て)とします。
--

※確認申請の手数料は非課税となります。

*ご不明な点は、窓口にてお問い合わせください。

検査申請手数料

確認検査申請手数料

静岡県・愛知県・山梨県 版

■ 建築物に関する中間検査(第4条関係)／完了検査(第5条関係)申請手数料

床面積の合計	中間検査			完了検査		
	建築物の用途等			建築物の用途等		
	①	②	③	①	②	③
100㎡以内	17,000円	19,000円	22,000円	18,000円	20,000円	22,000円
100㎡を超え、200㎡以内	23,000円	26,000円	30,000円	24,000円	27,000円	32,000円
200㎡を超え、500㎡以内	30,000円	34,000円	40,000円	33,000円	37,000円	44,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内	50,000円	56,000円	66,000円	54,000円	61,000円	72,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	67,000円	77,000円	90,000円	75,000円	85,000円	100,000円
2,000㎡を超え、3,000㎡以内	—	110,000円	160,000円	—	140,000円	200,000円
3,000㎡を超え、4,000㎡以内	—	130,000円	180,000円	—	160,000円	220,000円
4,000㎡を超え、5,000㎡以内	—	140,000円	200,000円	—	180,000円	250,000円
5,000㎡を超え、6,000㎡以内	—	150,000円	220,000円	—	200,000円	280,000円
6,000㎡を超え、8,000㎡以内	—	170,000円	240,000円	—	220,000円	300,000円
8,000㎡を超え、10,000㎡以内	—	200,000円	260,000円	—	260,000円	360,000円
10,000㎡を超え、20,000㎡以内	—	—	—	—	290,000円	400,000円
20,000㎡を超え、50,000㎡以内	—	—	—	—	380,000円	530,000円
50,000㎡を超え、100,000㎡以内	—	240,000円	280,000円	—	600,000円	840,000円
100,000㎡を超え、200,000㎡以内	—	—	—	—	680,000円	1,040,000円
200,000㎡を超える	—	—	—	—	850,000円	1,300,000円
建築物の用途等	①	建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物				
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎(グループホームを除く)、事務所、工場、倉庫、配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物				
	③	上記以外の建築物				

※当センターで取扱う保険法人の現場検査を当センター検査員が同時に行う場合の中間検査手数料は、上記金額の1,000円引きとします。

■ 建築設備、工作物関係に関する確認、完了検査申請手数料(第3条、第6条関係)

種別	確認申請・計画変更		完了検査
	通常申請	メディア申請	
建築設備	16,000円	15,000円	22,000円
小荷物専用昇降機	8,000円	7,000円	15,000円
工作物	20,000円	19,000円	18,000円

※複数ある昇降機を同時に行う完了検査は昇降機一台につき上記金額の2,000円引きとします。

※検査申請の手数料は非課税となります。

*ご不明な点は、窓口にてお問い合わせください。

仮使用認定申請手数料 (第7条関係)

確認検査申請手数料

静岡県・愛知県・山梨県 版

■建築物の一部(同一棟に限る)を仮使用する場合

床面積の合計	建築物の用途等		
	①	②	③
100㎡以内のもの	22,300円	25,000円	28,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	31,000円	35,000円	41,300円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	42,300円	47,600円	56,600円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	69,600円	83,600円	98,600円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	98,300円	117,300円	120,000円
2,000㎡を超えるもの		120,000円	

注	①	建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍(グループホームを除く)、事務所、工場、倉庫、配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物
	③	上記以外の建築物

※仮使用認定申請の手数料は非課税となります。

床面積の合計は、仮使用に係る部分の床面積の合計とする。

ただし、当該申請の前にセンターで仮使用認定通知書(当該申請建築物以外の建築物の場合に限る)の交付を受けている場合は、仮使用認定を受けている部分の床面積(別棟部分に限る)を除く

仮使用認定申請手数料（第7条関係）

確認検査申請手数料

静岡県・愛知県・山梨県 版

■前表に掲げる場合以外の場合

床面積の合計	建築物の用途等		
	①	②	③
100㎡以内のもの	18,000円	20,000円	22,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	24,000円	27,000円	32,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	33,000円	37,000円	44,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	54,000円	61,000円	72,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	75,000円	85,000円	100,000円
2,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの		140,000円	200,000円
3,000㎡を超え、4,000㎡以内のもの		160,000円	220,000円
4,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの		180,000円	250,000円
5,000㎡を超え、6,000㎡以内のもの		200,000円	280,000円
6,000㎡を超え、8,000㎡以内のもの		220,000円	300,000円
8,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの		260,000円	360,000円
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの		290,000円	400,000円
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの		380,000円	530,000円
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの		600,000円	840,000円
100,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの		680,000円	1,040,000円
200,000㎡を超えるもの		850,000円	1,300,000円
注	①	建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物	
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍（グループホームを除く）、事務所、工場、倉庫、配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物	
	③	上記以外の建築物	

※仮使用認定申請の手数料は非課税となります。

床面積の合計は、仮使用に係る部分の床面積の合計とする。

ただし、当該申請の前にセンターで仮使用認定通知書（当該申請建築物以外の建築物の場合に限る）の交付を受けている場合は、仮使用認定を受けている部分の床面積（別棟部分に限る）を除く

完了検査及び仮使用認定申請における 省エネ適合性判定を要した建築物の割増手数料

確認検査申請手数料

静岡県・愛知県・山梨県 版

● 建築物が建築物省エネ法に係る適合性判定を要する場合には、下表に掲げる額を加算する。

ただし、当該申請の前にセンターで仮使用認定通知書(当該申請建築物以外の建築物の場合に限る)の交付を受けている場合は、仮使用認定を受けている建築物(別棟に限る)の割増手数料は加算しない。

(非課税)

省エネ判定対象床面積(棟ごと)	省エネ判定の建築物の用途	
	工場等	左記以外
500㎡未満	7,000円	9,000円
500㎡以上、1,000㎡未満	12,000円	14,000円
1,000㎡以上、2,000㎡未満	17,000円	20,000円
2,000㎡以上、3,000㎡未満	28,000円	40,000円
3,000㎡以上、4,000㎡未満	28,000円	44,000円
4,000㎡以上、5,000㎡未満	30,000円	50,000円
5,000㎡以上、6,000㎡未満	30,000円	55,000円
6,000㎡以上、8,000㎡未満	33,000円	57,000円
8,000㎡以上、10,000㎡未満	39,000円	58,000円
10,000㎡以上、20,000㎡未満	42,000円	60,000円
20,000㎡以上、50,000㎡未満	45,000円	79,000円
50,000㎡以上、100,000㎡未満	60,000円	84,000円
100,000㎡以上、200,000㎡未満	68,000円	104,000円
200,000㎡以上	85,000円	130,000円

- ※1. 割増手数料は、適合性判定を要した建築物ごとに算出した額の合計とする。
- ※2. 建築物の用途で工場等とは、工場(評価対象が照明設備のみ)、危険物の貯蔵又は処理、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他これらに類するものとする。
- ※3. 省エネ適合性判定が必要な建築物でセンター以外の機関が判定通知書を交付した場合は、表の各区分の料金の2倍とする。
- ※4. 省エネ適合性判定を必要とした増改築において既存部分のBEIにデフォルト値1.2を使用した場合の対象床面積の区分は、既存部分の床面積を除いた床面積とする。ただし、既存部分のBEIにデフォルト値1.2を使用しない場合にあっては、既存部分を含めた建築物全体の床面積とする。
- ※5. 建築物全体が当該省エネ適合性判定の計算対象から除外される用途の場合、当該割増手数料は加算しない。

検査・仮使用認定申請手数料

確認検査申請手数料

静岡県・愛知県・山梨県 版

● 下表の対象地域の場合は割増手数料を、各検査・仮使用認定申請手数料に加算いたします。

ただし、建設地が愛知県の場合で、床面積の合計が500㎡以内の建築物又は建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物は除きます。

地域区分	割増手数料	対象地域(愛知県)	対象地域(山梨県)
A地域	5,000円	該当なし	該当なし
B地域	10,000円	田原市、蒲郡市、東栄町、設楽町、豊根村、岡崎市、安城市、幸田町	都留市、甲府市、中央市、笛吹市、市川三郷町、早川町、富士川町、西桂町、道志村、昭和町
C地域	15,000円	名古屋市、春日井市、瀬戸市、豊明市、日進市、長久手市、尾張旭市、東郷町、豊田市、刈谷市、西尾市(佐久島を除く。)、知立市、高浜市、みよし市、碧南市、半田市、大府市、東海市、知多市、東浦町、阿久比町	甲斐市、南アルプス市、大月市、韮崎市、北杜市
D地域	20,000円	一宮市、小牧市、稲沢市、江南市、北名古屋市、清須市、岩倉市、犬山市、豊山町、大口町、扶桑町、あま市、津島市、愛西市、飛島村、蟹江町、大治町、弥富市、常滑市、武豊町、美浜町、南知多町、西尾市(佐久島に限る。)	山梨市、甲州市、上野原市、小菅村、丹波山村

- ※1. 適合証明(フラット35)現場検査、建設住宅性能評価等の検査を同時に行う場合は、中間検査または完了検査申請手数料に上記金額を加算します。
- ※2. 建築物と同時に工作物または昇降機の検査を行う場合は、建築物の検査申請のみに割増手数料を加算します。
- ※3. 同一敷地内で同日に連続して複数の工作物または昇降機の検査を行う場合は、1つの検査申請のみに割増手数料を加算します。
- ※4. 同一団地内で同日に連続して複数の住宅の検査を行う場合は、1つの検査申請のみに割増手数料を加算します。但し、申請者の都合により別々の検査に変更となった場合は除く。

※地域別割増手数料も含む各申請の手数料は非課税となります。

愛知県

山梨県

